

## 答 申

### 第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成16年11月11日付け16千都宅第572号で通知した「平成16年6月以降の指導等経過状況調書」（以下「本件公文書」という。）を不開示とした決定において不開示とした公文書のうち、次に掲げる部分を除き開示すべきである。

- 1 1頁目の表中指導等経過状況欄8行目及び10行目 公文書開示請求人の住所及び氏名
- 2 行政指導に係る相手方の発言

### 第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

- 1 開示請求  
異議申立人は、平成16年10月29日、千葉市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件公文書の開示請求を行った。
- 2 不開示決定  
実施機関は、開示請求に対し、本件公文書には条例第7条第6号に該当する情報が記録されているとして不開示決定を行い、その旨を平成16年11月11日付け16千都宅第572号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立て  
異議申立人は、不開示決定を不服として、平成17年1月6日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法第6条の規定に基づく異議申立てを行った。
- 4 諮問  
実施機関は、平成17年3月22日付け16千都宅第953号で、条例第19条の規定に基づき、審査会に諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書の不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

同時に開示を求めた農業委員会は、違反転用是正計画書を全部開示しており、また、市の指導が入ったというが、処理施設はむしろ強化された感があり、市の「是正」発言と現状には余りにも乖離がある。

本件公文書を開示しても、当該違反法人の事業経営上の地位、その他社会的地位が損なわれることは考えられず、ましてや、この請求は住民の「健康の保護」に関するものであり、公開する必要がある情報とすべきものである。

千葉県違反宅地開発事業事務処理要綱は「報告等の要求」、「是正計画書の要求」としており、違反是正指導は市の要求により行われるものであり、違反者の任意の協力による等の記載はなく、もし任意だとするのであれば、是正計画書は出しても出さなくとも良いということになり、これでは行政指導はできないし、行政の存在する意味もなくなる。

また、開示することにより市の当該事業の目的が損なわれるということは元々ないし、市と違反者との関係に「信頼関係」は重要ではなく違反者に対する行政指導の問題である。

行政指導の継続が困難になるおそれより、処理施設に悩まされている周辺住民の知る権利の方が重要である。

### 第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

#### 1 条例第7条第6号（事務事業執行情報）該当性について

違反行為の取締り業務は、まずは行政指導としての是正指導を行い、その後都市計画法に基づく是正命令を経てそれでも是正がなされない場合は行政代執行の方法をとることとしている。しかし、実際問題としては、法に基づく権限の行使が非

常に難しい問題となっており、本市において宅地指導行政として実際に行政代執行を実施した例はなく、また全国的にも違反業務での行政代執行法に基づいた施設の除去をした例はない。このため、違反行為を取り締まる方法として、現実的かつ有効であるのが相手方との交渉を通じて相手方に自主的に違反状態を是正してもらうよう働きかける是正という行政指導の方法ということになる。

違反者に対する都市計画法違反是正指導は、相手方との信頼関係を築き上げ、相手方の任意の協力を前提とする行政指導として非公開の場で行っているものであり、宅地課及び相手方の発言内容を公にすることにより、相手方の態度を硬化させ、行政指導の継続が困難になる業務である。

以上のことから、請求のあった公文書を不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、都市計画法第29条の開発許可を受けずに同法第4条第12号に規定する開発行為を行った者に対して実施機関が行っている行政指導の経過を、千葉県違反宅地開発事業事務処理要綱第13条により作成した指導等経過状況調書（様式第2号）である。具体的な記載内容は、行政指導を実施した日時、担当者名、対応した相手方の氏名、実施機関の質問、相手方の発言などである。

### 2 本件に関する事実経過について

都市計画法違反是正指導の対象となった違反者は、千葉県花見川区において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に規定する廃棄物処理施設を設置したにもかかわらず、千葉市長から都市計画法第29条に基づく開発許可を受けていなかった。

そこで、実施機関は、違反者に対して行政指導として当該施設の移転又は除却を求めていたものである。

### 3 条例第7条第6号（事務事業執行情報）該当性について

- (1) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報について  
本件公文書のすべてである。

## (2) 本号の趣旨及び解釈

本号は、本市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業であつて、公にすることにより、市等が行う事務又は事業の公正又は円滑な遂行の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を不開示とすることを定めたものである。

条例第7条各号の不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、条文を厳格に解する必要があり、特に本号は、主として本市の事務事業執行上の利益の保護を図って制定されたと考えられるため、これを解釈するに当たっては、そこで保護されるべき利益が実質的に保護に値する正当なものであるのか否か、その利益侵害のおそれが具体的に存在するといえるのか等を、客観的に検討する必要がある。

## (3) 本号該当性について

本件公文書は、実施機関が都市計画法に違反して許可を受けずに市街化調整区域で開発行為を行った者に対する是正指導に関する交渉記録である。実施機関は、このような是正指導は、通常、相手方の任意の協力を前提とする行政指導として非公開の場で行うものであるため、その交渉の内容を公にすることで、相手方の態度を硬化させ、行政指導の継続が困難になると主張している。

本件公文書の具体的な記載内容を見ると、行政指導を実施した日時、担当者名、対応した相手方の氏名、実施機関の質問、相手方の発言などで構成されている。このうち、対応した相手方の氏名及び相手方の発言は事業者の情報であることから、実施機関は主張していないが、条例第7条第3号（法人等情報）の該当性について検討する必要がある、これは後で述べるものとする。

そこで、まず、「これらの情報を公にすることにより、相手方の態度を硬化させ行政指導の継続が困難になる。」との実施機関の主張についてであるが、少なくとも行政指導を実施した日時及び担当者名については客観的な事実であり、たとえ第三者が知り得たとしてもその後の行政指導に影響を及ぼすとは思料されず、開示すべきである。また、実施機関が相手方に行った質問については、通常想定される範囲内のものである限り、是正指導業務の遂行上、著しく支障をきたすとは考えられない。ただし、その中に、是正を導き出すために実施機関の長年の実績から培われた指導の手の内など、これが明かされることにより今後の是正指導に支障をきたすおそれのある部分については不開示とすることが妥当である。

本件公文書の実施機関の質問は、通常想定される範囲内のものであり指導の手の内と言えるようなものが含まれているとは考えられないことから本号には該当せず、開示すべきである。

#### 4 条例第7条第3号（法人等情報）該当性について

##### （1）本号の趣旨及び解釈

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等が記録された公文書を、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる場合を除き、不開示とすることとしたものである。

##### （2）本号該当性について

本件公文書に記載されている情報は、都市計画法違反是正の指導を実施した日時、担当者名、対応した相手方の氏名、実施機関の質問及び相手方の発言などである。

実施機関の行政指導は、違反者から責任ある回答を得ることができるよう、法人等における事業主など責任ある立場の者に対して行われることが通常である。法人等に対して行政指導が行われていることが一般に推定される状況において、行政指導に應對した相手方が法人の代表者である場合には、その職名及び氏名を公にしても当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと思料される。

一方、行政指導に係る相手方の発言は、是正指導が行われているために必要上やむを得ず応答したものであり、将来公にされることは想定していない。さらに、相手方の発言の中には、建築物の移転・撤去に関する方針や施設の改善状況など事業経営上秘密に属する情報も数多く含まれており、このような情報を公にすることにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると思料される。

また、相手方の発言内容は、市の宅地課との間の行政指導に関するやりとりであり、これらの情報は、人の生命、健康、生活又は財産の保護に直接関わるものとは考えられないことから、本号ただし書にも該当しないと判断される。

したがって、行政指導に係る相手方の発言部分については、不開示とすることが妥当である。

#### 5 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

##### （1）本号の趣旨及び解釈

本号本文は、プライバシーを最大限に保護するため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判断できる場合に限らず、特定の個人を識別することができるものは一切不開示とすることを原則としている。

その一方で、本号ただし書は、個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないものや公益上公にする必要の認められるものについては、例外的に開示することとしたものである。

(2) 本号該当性について

本件公文書1頁目の表中指導経過状況欄8行目及び10行目に記載されている公文書の開示請求を行った者の住所及び氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。また、これらの個人情報、本号ただし書のいずれにも該当しないと判断される。

したがって、当該箇所の情報は本号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成17年3月22日	諮問書の受理
平成17年3月22日	実施機関から理由説明書を受理
平成17年6月8日	異議申立人から意見書を受理
平成17年8月4日	審議（第75回審査会）
平成17年8月29日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第76回審査会）
平成17年10月13日	異議申立人から意見を聴取（第77回審査会）
平成17年11月21日	審議（第78回審査会）
平成18年1月17日	審議（第79回審査会）
平成18年3月28日	審議（第80回審査会）
平成18年5月8日	審議（第81回審査会）